

## 12 千葉県市町村合併推進アドバイザー派遣事業実施要綱

---

### 千葉県市町村合併推進アドバイザー派遣事業実施要綱

平成 13 年 5 月

#### (目的)

第 1 条 県は、自主的な市町村合併の推進に資するために行う市町村等の活動を積極的に支援するため、市町村合併推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する。

#### (内容)

第 2 条 アドバイザーは、自主的な市町村の合併を推進するために実施する講演会、シンポジウム等の開催主体となる市町村、一部事務組合、複数の市町村等により構成される協議会等又は関係市町村を通じてなされた商工会議所等の公的団体、民間の協議会等（以下「開催主体」という。）の依頼に基づき、当該講演会、シンポジウム等において、必要な助言、情報の提供を行い、自主的な市町村合併の気運の醸成を図るものとする。

#### (申請)

第 3 条 アドバイザーの派遣を希望する開催主体は、市町村合併推進アドバイザー派遣申請書（別記様式 1）を総務部長（担当部長が置かれる場合にあつては、当該担当部長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 前項の場合において、開催主体が商工会議所等の公的団体、民間の協議会等の場合は、開催主体は関係市町村を経由して派遣申請書を提出するものとする。

#### (選任)

第 4 条 アドバイザーは、自主的な市町村合併の推進に必要な専門分野について豊富な知識や経験を有する者のうちから、開催主体と協議の上、県において選任する。

#### (決定)

第 5 条 総務部長は、前条の申請があつた場合は、申請内容を審査し、適当と認められる場合は、アドバイザーの派遣を決定し、開催主体へ通知するものとする。

#### (報告)

第 6 条 アドバイザーの派遣を受けた開催主体は、アドバイザー派遣後 14 日以内に、その結果を市町村合併推進アドバイザー派遣報告書（別記様式 2）により総務部長に報告するものとする。

2 前項の場合において、開催主体が商工会議所等の公的団体、民間の協議会等の場合は、開催主体は関係市町村を経由して派遣報告書を提出するものとする。

#### (費用負担)

第 7 条 派遣に要する費用は、開催主体の負担とする。ただし、平成 14 年度に限り派遣に要する費用のうち、アドバイザーに対する謝金（交通費相当分を含む。）は、県が予算の範囲内において負担し、その他の費用は開催主体の負担とする。

2 アドバイザーの派遣は、原則として 1 開催主体につき、同一年度 1 回とする。

3 開催主体の希望によりアドバイザーとして県職員を派遣を希望する場合は、前 2 項の規定は適用しない。

#### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。